

## 第17回下妻市新型コロナウイルス感染症対策本部会議決定事項

(令和2年6月5日開催)

5月6日より、茨城県内の新型コロナウイルス感染者の発生は無し。

6月5日の茨城県知事の発表により、コロナ対策について、社会経済活動再開に向けた対策の段階的緩和については、6月8日から県の対策のステージを2から1に引き下げ緩和する。「ステージ1」になると、全ての方に対し外出の自粛は解除され、東京都・千葉県・埼玉県・神奈川県・北海道との不要不急の移動は、6月18日まで慎重に対応を求めるが、県外への移動も緩和される。また、イベントについても、各業界団体が策定するガイドラインを順守のうえ、適切な感染防止策（1. 人と人との距離を十分に確保 2. スタッフ・参加者の、マスク着用、うがい・手洗い、検温の徹底 3. 室内換気の徹底 4. 大声での発声や歌唱、声援、至近距離での会話を控えることの周知 5. 参加者名簿の作成）を講じて開催すること。引き続き、政府が作成した「新しい生活様式」を参照し、感染拡大防止に向けた取組を継続していくこと。

上記の茨城県の方針を受け、市の対応は以下のとおり。

### 市の対応について

#### (1) 小中学校について

- 6月8日より通常登校開始、給食あり

#### (2) 保育園について

- 6月1日より登園自粛要請解除

#### (3) 公共施設の休館及び利用中止の解除について

- 屋内公共施設等の開館・利用開始は、6月8日（月）からとする。

ただし、3密を避け、室内換気、うがい・手洗い等の感染予防対策を徹底すること。

※ 上記決定事項については、感染状況等や県の動向により変更となる場合がある。